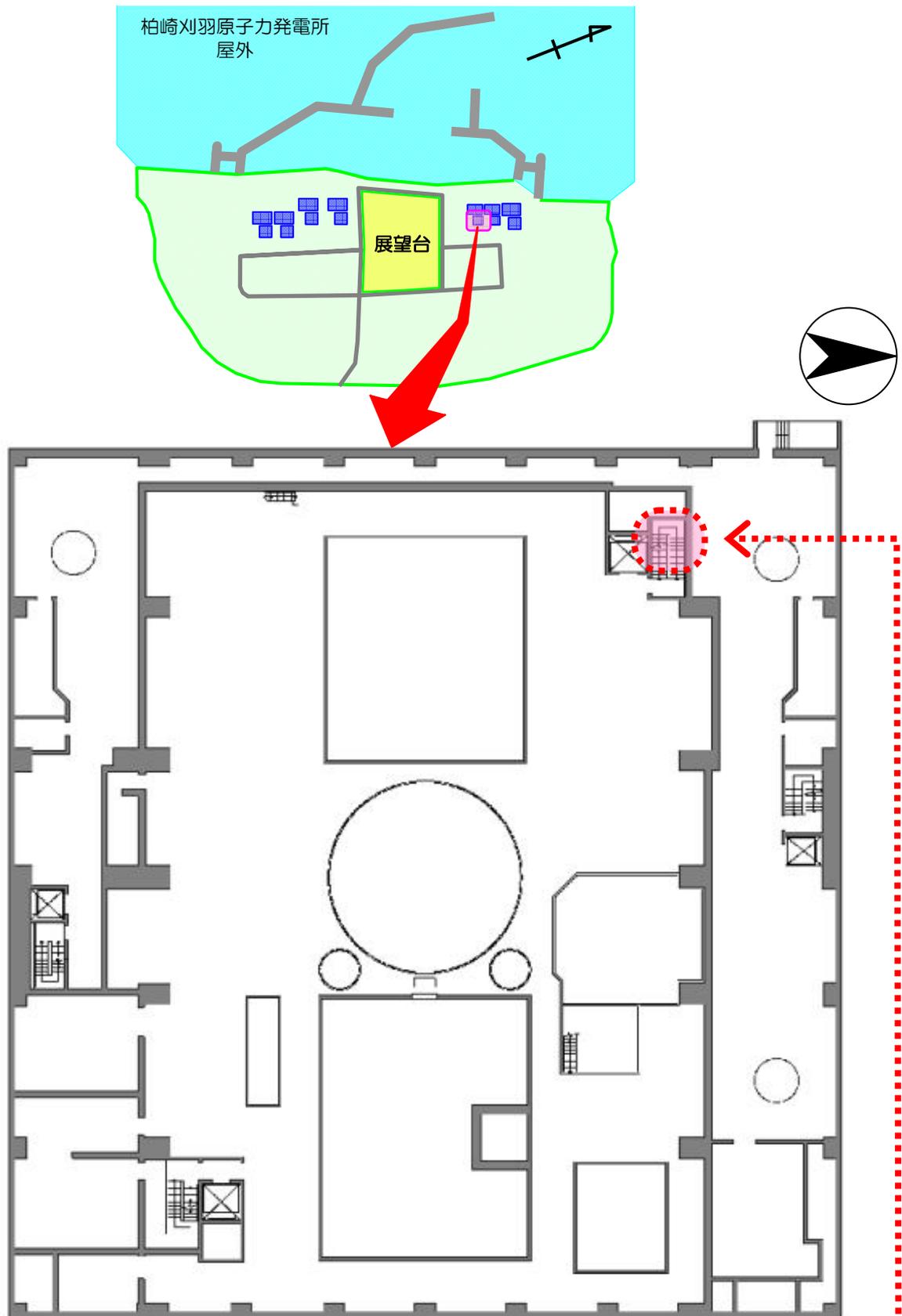


区分：Ⅲ

| | | |
|---------------|--|---|
| 場所 | 7号機原子炉建屋4階（管理区域） | |
| 件名 | 階段通路誘導灯電源における回路の接続不備について | |
| 不適合の概要 | <p>当社は、当所7号機原子炉建屋4階北西階段室（管理区域）において照明器具取替作業を実施した協力企業より、本来、単独の電源回路で供給されるべき階段通路誘導灯電源の回路に、一般照明器具が接続されている箇所が1箇所あるとの報告を受けました。今回の接続不備は2012年11月7日に公表した事象と同様であり、2015年6月9日、当該事象を消防法施行規則（第28条の三）*の要求事項を満足していないと判断いたしました。</p> <p>*「消防法施行規則（第28条の三）」より一部抜粋</p> <p>第二十八条の三</p> <p>4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>九 電源は、第二十四条第三号の規定の例により設けること。</p> <p>第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>三 電源は、次に定めるところにより設けること。</p> <p>イ <u>電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。</u></p> | |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p> | <p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況 | <p>今回、接続不備が確認された箇所については、階段通路誘導灯電源の回路から一般照明器具を切り離し、すみやかに是正しました。</p> <p>本件と同様の接続不備は過去にも発生しており、その際には是正措置を完了していましたが、今回、新たに同様の接続不備が確認されたため、今後、更なる調査を進め、再発防止に努めてまいります。</p> | |

7号機 階段通路誘導灯電源における回路の接続不備について



柏崎刈羽原子力発電所7号機 原子炉建屋 4階

7号機 階段通路誘導灯電源における回路の接続不備について



以上